

**確定給付企業年金法施行令の一部を改正する政令案等に関する御意見募集
(パブリックコメント) について**

平成 28 年 5 月 27 日
厚生労働省年金局
企業年金国民年金基金課

「社会保障審議会企業年金部会における議論の整理」（平成 27 年 1 月 16 日社会保障審議会企業年金部会）において、「柔軟で弾力的な給付設計については、企業年金の選択肢を拡大し、企業年金の普及・拡大に資するものと考えられることから、諸外国の例を参考に、現場のニーズや現行制度（キャッシュバランスプラン）との違いを踏まえつつ、制度導入も視野に入れて引き続き検討すべき」とされており、第 16 回社会保障審議会企業年金部会（平成 27 年 9 月 11 日）及び第 17 回社会保障審議会企業年金部会（平成 28 年 4 月 28 日）において、掛金拠出の弾力化を行った上で、柔軟で弾力的な給付設計を行う仕組みについて議論いただきました。

これを踏まえ、確定給付企業年金法施行令（平成 13 年政令第 424 号）及び確定給付企業年金法施行規則（平成 14 年厚生労働省令第 22 号）の改正案を作成いたしましたので、国民の皆様幅広く御意見をお聴きいたします。

※ なお、これに伴う告示及び通知の改正等については、今回のパブリックコメントとは別に御意見を募集する予定です。

記

1. 御意見募集期間

平成 28 年 5 月 27 日（金）から平成 28 年 6 月 26 日（日）まで
（郵送及び F A X についても、募集期間内の必着とします。）

2. 御意見募集対象

- ・ 確定給付企業年金法施行令の一部を改正する政令案
- ・ 確定給付企業年金法施行規則等の一部を改正する省令案

※ 法令上の観点から、文言の技術的な変更があり得ます。

3. 御意見提出方法

次のいずれかの方法にて、御提出願います。

(1) 電子政府の総合窓口（e-Gov）の意見提出フォーム

「パブリックコメント：意見募集中案件詳細」画面の意見提出フォームへのボタンをクリックし、「パブリックコメント：意見提出フォーム」より提出を行ってください。

(2) 郵送

〒100-8916 東京都千代田区霞が関 1-2-2

厚生労働省 年金局 企業年金国民年金基金課 あて

※ 封筒に「確定給付企業年金法施行令の一部を改正する政令案等に関する意見」と明記してください。

(3) F A X

03-3593-8431

厚生労働省 年金局 企業年金国民年金基金課 あて

※ 表題に「確定給付企業年金法施行令の一部を改正する政令案等に関する意見」と明記してください。

4. 御意見提出に当たっての注意事項

提出していただく御意見については、日本語で御提出くださいますよう、お願いいたします。

また、個人の場合は住所・氏名・年齢・職業を、法人の方は法人名・法人の主たる事務所の所在地を記載してください。提出いただいた御意見については、氏名及び住所その他の連絡先を除き、公表させていただくことがありますので、あらかじめ御了承ください。

なお、いただいた御意見に対する個別の回答はいたしかねますので、御了承ください。

以上